

# 大分県報

平成二十九年  
号外（三六）  
三月三十一日

（金曜日）

## 目次

規則	頁
職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正……………	一
農林漁業普及指導手当支給規則の一部改正……………	一
大分県会計規則の一部改正……………	一
地方交付税に係る測定単位の数値等に関する事務取扱規程の廃止……………	一

## ○規則

職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

### 職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三号様式に備考として次のように加える。

備考 氏名については、記名押印によること。ただし、各種委員会の委員の報酬及び費用弁償条例（昭和二十七年大分県条例第四号）第2条に規定する委員及び附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和三十一年大分県条例第七十四号）第2条に規定する委員等並びに職員以外の者が請求する場合においては、署名によることができる。

### 附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

農林漁業普及指導手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

### 大分県規則第二十四号

#### 農林漁業普及指導手当支給規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当支給規則（平成十七年大分県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号口中「独立行政法人水産大学校法」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第九十九号）による国立研究開発法人水産研究・教育機構の水産大学校、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）による廃止前の独立行政法人水産大学校法」に、「財団法人漁村教育会全国漁業協同組合学校」を「一般財団法人漁村教育会全国漁業協同組合学校」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

### 大分県規則第二十五号

#### 大分県会計規則の一部を改正する規則

大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「設置された部」を「設置された部局」に改める。

第四十条第一項ただし書中「五日以内で」を削り、「までの間」を「までは、領収した日の属する月の月末まで」に改める。

第五十九条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該控除金を納付期限までに納付する時間的余裕がないときは、直接払又は隔地払によることができる。

第六百六十九条第一項第六号中「外国人にあつては」を「次に掲げるときは」に改め、同号に次のように加える。

イ 外国人が記名押印するとき。

ロ 知事が別に定める証拠書類に記名押印するとき（イに該当するときを除く。）。

別表第一中

大分県教育庁日田教育事務所  
大分県教育庁埋蔵文化財センター

日田市  
大分市

本 庁  
教育委員会事務局  
警 察 本 部

大分県教育庁日田教育事務所

日田市

地方交付税に係る測定単位の数値等に関する事務取扱規程（昭和三十六年大分県訓令甲第十四号）は、廃止する。

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県立香々地青少年の家  
大分県立九重青少年の家

豊後高田市  
玖珠郡九重町

に、

大分県立歴史博物館

宇佐市

を

大分県立歴史博物館  
大分県立埋蔵文化財センター

宇佐市  
大分市

に改める。

別表第四中大分県教育庁埋蔵文化財センターの項を削り、大分県立社会教育総合センターの項を次のように改める。

大分県立 青少年の 家	事業課 長		事業課長		事業課長
-------------------	----------	--	------	--	------

別表第四の大分県立歴史博物館の項の次に次のように加える。

大分県立 埋蔵文化 財センタ ー	総務課 長		総務課長		総務課長
---------------------------	----------	--	------	--	------

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

○訓 令 甲

大分県訓令甲第四号

（This area is currently blank in the provided image, likely representing the main body of the ordinance or other related text.)